

## 〔基本的考え方〕

- 国内の食市場が縮小する中で、アジアを中心に世界の食市場は拡大。我が国のおいしくて、安全な農林水産物や食品は高い評価。
- 輸出は、農林水産物・食品の販路拡大につながる重要な手段。高い技術力により、四季がある日本で旬の農林水産物や多様な食品を提供できるということは我が国の農林水産業・食品産業の強み。海外のニーズに合った高品質な日本産品を多く輸出できるようになれば、農林漁業者や食品事業者の所得向上も期待。また、生産拡大の環境が整うことで、意欲ある若い担い手が新たに参入し、創意工夫にあふれた経営を実践していくことで、農林漁業の閉塞感の打開にもつながる。
- 輸出の主役は、農林漁業者や食品事業者。民間のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるよう、側面から支援していくことが政府の基本姿勢。同時に、民間では対応できない外国の規制等への対応について、政府として全力で取り組む。

### 民間の意欲的な取組を支援する「7つのアクション」

#### ■ 情報の一元的提供

(まずは、「相手国・マーケット・ライバルを知る」)

#### ■ 日本産の「品質の良さ」を世界に伝える

(日本の「強み」をアピール)

- ・JASの仕組みを活用し、海外の消費者・事業者に対して日本産品の品質や特色を担保する制度の創設を検討
- ・インバウンドとの連携、日本文化との一体的プロモーション

#### ■ 「ライバル国に負けない」ための戦略的販売(リレー出荷・周年供給)を進める

(「売り込み体制を整えて、前へ」)

- ・H28香港での果物リレー出荷の本格的な実施をサポート
- ・新たに国・地域別イベントカレンダーを策定することで、全国統一的なプロモーションを実施
- ・最新の鮮度保持技術で、船舶により大量に高品質で供給

#### ■ 農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート

(「新しい発想の輸出をつくる」)

- ・シンガポールでの農水産物産直市場設置の取組に対する支援を検討 (まず「成功例をつくる」)

#### ■ 既存の規制を見直し、国内の卸売市場を輸出拠点へ (「いつもの市場から海外へ」)

- ・市場施設を海外バイヤーに開放、コンテナヤード等を整備
- ・卸売業者と海外バイヤーが直接取引したり、海外バイヤーの依頼で、仲卸業者が産地と直接取引できるよう規制緩和

#### ■ 諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対処

(「輸出可能な品目・輸出先を増やす」)

- ・食品安全、放射性物質、検疫、通関手続などを対象
- ・内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置

#### ■ 国内の輸出関連手続を改革

(輸出の「手間を省く」)

- ・省庁が連携した各輸出関連証明書の発行手続の抜本改革
- ・動植物検疫につき、これまでの主要海空港以外でも、早朝・夜間・土日・祝日も柔軟に対応

### 意欲ある農林漁業者や食品事業者に届ける「2つのメッセージ」

#### □ 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略を提示

(※21の国・地域)

(個々の民間主体の情報を補い、新しい展開の一助へ。そして、意欲ある農林漁業者や食品事業者が、具体的に「売れる可能性」を感じてもらい、「海外に打って出る」きっかけに)

- ・輸出先国の消費者の嗜好やライバル国の状況も調べ、幅広いルートでニーズを把握の上、重点品目、有望品目を設定
- ・品目ごとのターゲット、販路開拓の取組も提案
- ・今後も更新しながら、最新の情報を農林漁業者や食品事業者に提供

#### □ 品目別の輸出力強化に向けた対応方向を提示(※米、青果物、茶、畜産物、水産物など)

(広く農林漁業者へのメッセージ。「産地が変わる」きっかけに)

○ 輸出が可能な国、品目については、

- ・検疫条件違反は、最悪、輸出一時停止措置を招くため、輸出関係者への検疫条件等関係情報の提供や技術指導
- ・輸出品の品質保持、数量確保のため、栽培地・集荷地・市場での輸出検査
- ・さらに、訪日外国人旅行者が空港等において農畜産物を購入し、お土産として持ち出す際の環境整備等を実施。

## 情報提供

- 農畜産物の輸出に係る動植物検疫に関する地方ブロック説明会の実施。
- 輸出事業者に対し、相談窓口による電話、メールでの対応を実施。
- 産地や輸出業者等への検疫条件等の提供や病害虫の防除方法の技術的指導。
  - ・台湾向けモモ等技術研修会
  - ・EU向け盆栽の輸出説明会 等
- 輸出検査申請書等の関係書類のインターネットを通じた提供や電子申請等による輸出手続きの迅速化。

## 集荷地検査

- 輸出者の要請により、輸出農産物の栽培地や集荷地に向いて輸出検査を実施。
  - ・青森県の台湾向けりんご
  - ・長野県川上村での台湾向けレタス
  - ・愛知県の花き市場での諸外国向け花き類 等



(集荷地検査実績)  
約4千件(H21)→約1万1千件(H27)

## 農畜産物の お土産販売の環境整備

- 主要空港に輸出検疫カウンターを設置し、植物検疫証明書を発行。
- 輸出可能品目等を掲載したパンフレットを作成、訪日旅行者に配布。
- 訪日旅行客へ農畜産物を販売する事業者が取り組みやすい動植物検疫の受検方法・体制を構築しているところ※。



※おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業  
【平成28年度概算決定額: 45(15)百万円】

# 輸出検疫協議の状況【青果物等】

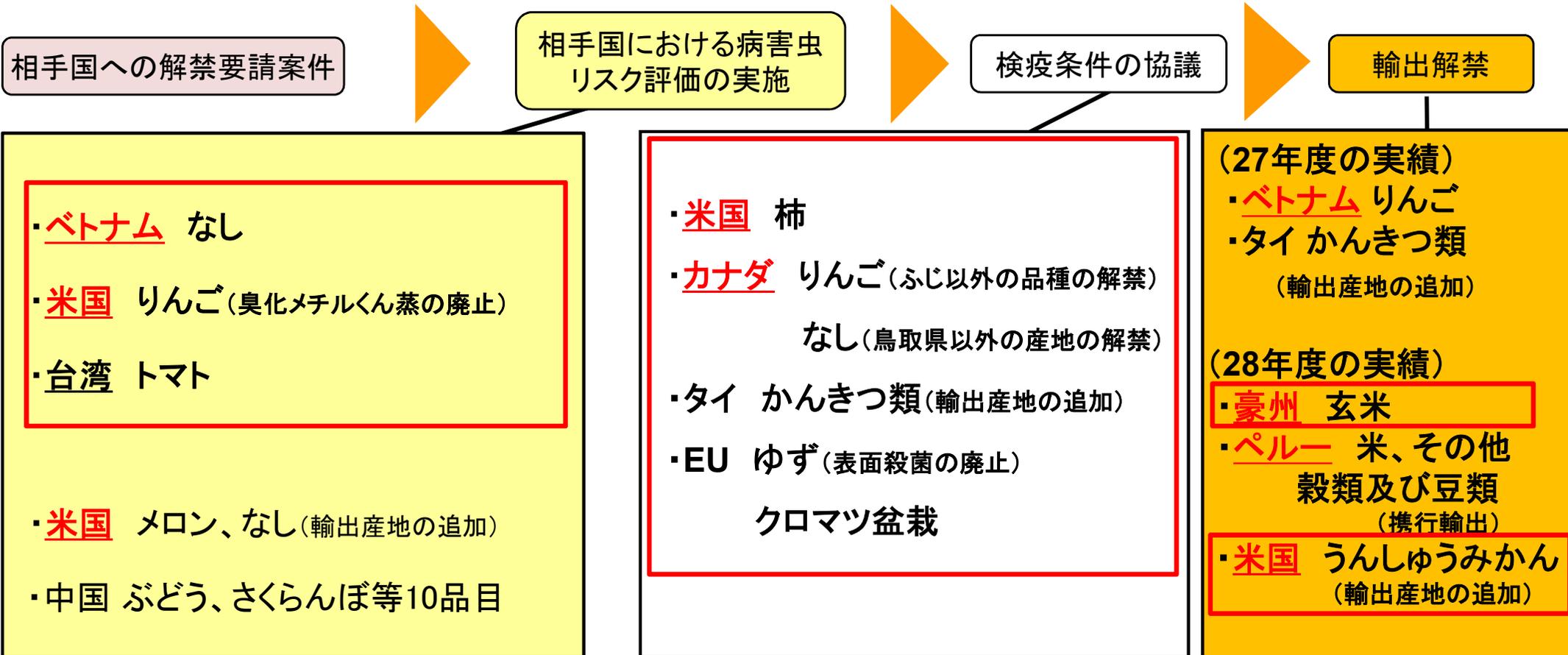
➤ 農林水産業・地域の活力創造本部の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、戦略的に検疫協議を実施。

(参考) ベトナム向けりんご

平成27年9月、チョン ベトナム共産党書記長の訪日時に、ベトナム向けりんごと日本向けマンゴウを同時解禁。

## 輸出解禁に係る植物検疫協議の流れ

(平成28年7月14日現在)



※ **太字**: 主な協議案件のうち、輸出力強化戦略において具体的な取組を示した国・品目

※ **赤字**: TPP加盟国

# 植物検疫上輸出可能な主な国別・品目別の輸出額(青果物等) 資料6-4

出典:財務省「2015年貿易統計」(単位:百万円)

	国・地域	リンゴ	カンキツ類	ナシ	モモ	ブドウ	カキ	イチゴ	メロン	ナガイモ	精米	緑茶 (製茶)
アジア	台湾	9,919	148	296	281	652	4	82	8	1,281	240	827
	香港	2,480	169	368	773	795	100	726	232	2	455	395
	シンガポール	64	59	10	14	61	2	19	11	216	264	896
	マレーシア	26	14	13	7	9	15	1	3	4	40	215
	タイ	200	11 <sup>☆</sup>	7	5	10	180	18	1	4	37	290
	インドネシア	19	0	3	1	6	0	0	0	1	17	95
	ベトナム	12	×	☆	×	×	×	×	×	×	15	92
	ブルネイ	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北米	米国	0 <sup>☆</sup>	0	18 <sup>☆</sup>	×	×	☆	2	☆	1,123	93	4,364
	カナダ	0 <sup>☆</sup>	266	0 <sup>☆</sup>	×	0	0	×	0	0	23	422
中南米	メキシコ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	5
	チリ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0
	ペルー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
大洋州	豪州	0	0	0	×	0	0	×	×	×	84	220
	NZ	0	4	×	×	×	×	×	×	×	4	12
その他	ロシア	8	1	0	0	0	0	0	0	0	10	8
	中東	7	4	4	1	1	0	0	15	0	22	38
	EU	0	8 <sup>☆</sup>	0	0	0	0	0	1	1	135	2,015

☆:輸出戦略実行委員会の決定に基づき検疫協議中、検疫条件緩和を協議中

(注): マーカーはTPP加盟国

×:現在輸出不可(輸出戦略実行委員会の今後の議論に基づき検疫協議を戦略的に対応、ペルーの精米等については、携行輸出可能)

0:輸出可能だが、実績なし

(参考):中国向け精米は合意済みの植物検疫条件に基づき輸出(中国側認可済みの精米・くん蒸施設から290百万円(568t)輸出(2015年))